

I. 廿日市市大野第一区規約

廿日市市大野第一区規約目次

第1章 組織及び事務所

- 第1条 組織
- 第2条 事務所

第2章 役員および役員の選出

- 第3条 役員
- 第4条 役員の選出
- 第5条 役員の任期

第3章 役員の業務

- 第6条 区長の業務
- 第7条 副区長の業務
- 第8条 運営部会長および副部会長の業務
- 第9条 監査役の業務

第4章 組長

- 第10条 組長の委嘱
- 第11条 組長の業務
- 第12条 組長の任期

第5章 企画推進協議会

- 第13条 設置目的
- 第14条 区運営の重要事項
- 第15条 構成
- 第16条 任期

第6章 会議

- 第17条 会議
- 第18条 役員会
- 第19条 運営部会
- 第20条 組長総会
- 第21条 組長懇談会

第7章 入区および退区

- 第22条 入区および退区

第8章 会計

- 第23条 会計
- 第24条 会計事務
- 第25条 会計年度

第9章 防災会活動

- 第26条 防災会

第10章 集会所の管理および運営

- 第27条 集会所の管理および運営
- 第28条 集会所の使用規則

第11章 その他

- 第29条 規約の改正

付 則

廿日市市大野第一区規約

この規約は、大野支所内の第一区（以下本区という）が行政協力のための諸事業と区民の福祉、健康、環境衛生、防犯、災害防止対策等の改善と向上を図るための自治活動を、民主的かつ円滑に推進することを目的として定める。

第1章 組織および事務所

第1条 （組 織）

本区は廿日市市大野第一区と称し、本区内に居住する住民の世帯の構成者をもって組織する。ただし、世帯とは次の場合を指す。

1. 本区内に居住して、独立の生計を営む世帯。
2. 同一敷地内に居住し、生活を共にしている世帯。

第1条の2 （区割り）

自治活動を円滑に推進するために、本区を次の10地区に分け、さらにそれぞれの地区に複数の組を組織する。

- (1) 宮島口1・4丁目地区
- (2) 宮島口2・3丁目地区
- (3) 宮島口上1丁目地区
- (4) 宮島口上2丁目地区
- (5) 福面1・2丁目地区
- (6) 福面2丁目地区
- (7) 福面3丁目地区
- (8) 宮島口東1丁目地区
- (9) 宮島口東2丁目地区
- (10) 宮島口東3丁目地区

第2条 （事務所）

本区の手事務所は区長宅に置く。
但し、区会計関係事務の手事務所は会計担当副区長宅に置く。運営部会関係の手事務所は運営部会長宅に置く。

第2章 役員および役員の選出

第3条 （役 員）

本区に次の役員を置く。

1. 区長 1名
2. 地区担当副区長 10名（第1条の2項の各地区から1名）
会計担当副区長 1名
3. 運営部会長 6名（総務、防災、福祉、環境衛生、防犯青少年育成、行事推進部会）
4. 監査役 2名

第4条 （役員を選出）

1. 区長
区長は、区役員が副区長及び副区長経験者の中から適任者を推薦し、組長総会の承認を得て決定する。
2. 副区長
地区担当副区長は、当該地区区民が当該区民の中から適任者を推薦し、推薦された候補者を組長総会の承認を得て決定する。
会計担当副区長は、区役員が区民の中から適任者を推薦し、組長総会の承認を得て決定する。
3. 運営部会長
運営部会長は、区長が本区の区民の中から適任者を選出する。但し、役員が兼務することができる。
4. 監査役
監査役は、区長が副区長、運営部会長および副部会長を除く本区の区民のうちから適任者を選出する。

第5条 （役員任期）

役員任期は、原則として2年とする。但し、再任は妨げない。

第3章 役員の業務

第6条 (区長の業務)

区長は大野第一区自治活動の代表者として、次の業務を行う。

1. コミュニティ推進協議会理事としての業務
2. 公衆衛生推進協議会理事としての業務
3. 防犯組合連合会理事および地区防犯組合長としての業務
4. 本区運営部会の行事と予算執行に関する業務
5. 本区内の集会所の管理・運営に関する業務
6. その他本区の総括責任者としての業務

第7条 (副区長の業務)

副区長は担当地区の代表者として、区長の業務を補佐すると共に、担当地区の自治活動について、次の業務を行う。

1. コミュニティ推進協議会委員としての業務
2. 公衆衛生推進協議会委員としての業務
3. 防犯組合連合会委員および地区防犯組合副組合長としての業務
4. 集会所の管理・運営に関する業務
5. その他、自治活動に関する業務
6. 区長に事故・不都合等ある時は、区長の代行者となる。代行者は総務部会長とする。

第8条 (運営部会長および副部会長の業務)

本区に次の運営部会を設け、それぞれの部会に部会長および必要に応じて副部会長を置く。

1. 総務部会
福祉部会
行事推進部会
環境衛生部会
防犯青少年育成部会
防災部会
2. 運営部会長は、部会の総括責任者として区長を補佐し、積極的に業務を推進する。
副部会長は、部会長と協力し業務を推進する。
3. 各運営部会は、部会活動を効果的に運営するために、区民のうちから活動に協力する者を会員として委嘱する。

第9条 (監査役の業務)

監査役は、毎会計年度末に当該年度の予算執行状況について監査し、その結果を次年度当初の組長総会で報告し、承認を得なければならない。

第4章 組長

第10条 (組長の委嘱)

区長は、毎年度末に本区の各組から推薦された適任者1名を、次年度の組長に委嘱する。

第11条 (組長の業務)

組長は、区内の自治活動について次の業務を行う。

1. 保健衛生の活動に関する業務
2. 防犯活動推進に関する業務
3. 福祉活動に関する業務
4. コミュニティ活動に関する業務
5. 各運営部会の活動に関する業務
6. 区費の徴収および各種団体の募金に協力する業務
7. その他、自治活動に協力する業務

第12条（組長の任期）

1. 組長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 組長に事故のあるときは、区長は組内から推薦された後任者を、前任者の残存期間の組長として委嘱する。

第5章 企画推進協議会

第13条（設置目的）

1. 本区の行政協力および自治活動の諸事業を、民主的かつ円滑に推進するために、企画推進協議会を設置する。
2. 企画推進協議会は区長が定期的に招集し、本区の運営に関する重要事項について協議する。

第14条（本区運営の重要事項）

本区運営の重要事項は次のとおりとする。

1. 年度事業計画について
2. 年度予算および決算報告について
3. 区役員について
4. 各集会所の運営について
5. 各種団体への助成について
6. その他重要と考えられる事項について

第15条（構成）

企画推進協議会は、区長、副区長、および区長が委嘱した次の者をもって構成する。
民生委員・児童委員代表、万年青会会長、女性会会長、子ども会育成会会長、体育推進協議会会長、消防団分団長、区長経験者、各地域*代表者若干名、有識者若干名
各地域* (1) 宮島口 (2) 宮島口上 (3) 福面 (4) 宮島口東

第16条（任期）

企画推進協議会委員の任期は3年とする。
各種団体の代表者／長は、その在任期間とし、有識者は区長が認めた期間とする。

第6章 会議

第17条（会議）

1. 本区の主な会議は、役員会、各運営部会、組長総会および企画推進協議会とする。
2. 会議は必要に応じて随時開催することができる。
3. 会議の議長は区長の指名するものが当たる。
4. 会議は会議の構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定す

第18条（役員会）

1. 役員会は、区長、副区長をもって構成し、主にこの規約第6条および第7条に定める業務の運営について協議し決定する。
2. 役員会は、区長が必要と認めた場合に随時開催することができる。

第19条（運営部会）

1. 各運営部会は区長、副区長および運営部会長、副部会長ならびに部会員をもって構成し、各部会長が必要に応じて随時開催することができる。
2. 運営部会は、各運営部会の目的とする自治活動の推進について協議し決定する。

第20条（組長総会）

1. 組長総会は、この規約第3条に定める役員と、第10条に定める組長をもって構成する。組長総会は、毎会計年度の当初に召集する定期総会と、必要ある場合に召集する臨時総会とする。
2. 定期総会は区長が招集する。
総会の議長は原則として区長とする。ただし、区長は状況に応じて役員のうちから議長を指名することができる。
3. 区長は定期総会において、次の事項について報告し、承認を得なければならない。
 - イ. 新年度の役員人事について
 - ロ. 前年度の事業ならびに決算報告について
 - ハ. 新年度の事業計画ならびに予算について
 - ニ. 新年度の区費に関する事項について
 - ホ. その他、定期総会において必要と認める事項について
4. 臨時総会は、区長が必要と認めたとき、または組長の二分の一以上の要求があったとき、15日以内に開催しなければならない。

第21条（組長懇談会）

区長は、「まちづくり」に関する意見・提案、地域の課題・要望等について協議するため、各地域ごとに組長懇談会を適宜開催することができる。

第7章 入区および退区

第22条（入区および退区）

1. 他の市町村または他区から本区に転居してきた者は、当該組長より副区長を経て区長に申し出るとともに、本区が定める区費及び防犯灯費を納入しなければならない。
2. 本区から転居またはその他の理由により退区するときは、当該組長より副区長を経て区長に申し出るものとする。ただし、納入済みの区費及び防犯灯費は返却しないものとする。

第8章 会 計

第23条（会計）

本区の会計は、区民が納入する区費・防犯灯費、及び助成金・寄付金、その他の収入をもって運営するものとする。

第24条（会計事務）

本区の会計事務は、第4条2項によって選出された会計担当副区長が行う。

第25条（会計年度）

本区の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9章 防災会活動

第26条（防災会）

本区防災部会の下に「宮島口」、「宮島口上」、「福面」、「宮島口東」の4地域防災会を組織する。その活動については、別に定める「大野第一区防災会規約」によるものとする。

第10章 集会所の管理および運営

第27条（集会所の管理および運営）

本区の集会所の総括管理者は区長とし、区長は各集会所ごとに管理者を指名する。

第28条（集会所の使用規則）

本区の集会所の使用については、別に定める「大野第一区集会所使用規則」によるものとする。

第11章 その他

第29条（規約の改正）

区長は必要と認めた場合、この規約第18条（役員会）および必要に応じて第13条（企画推進協議会）で協議し、規約の改正を行うことができる。ただし、規約の改正が区の事業の運営要領に大きな変更を伴う場合には、この規約第20条（組長総会）の承認を得なければならない。

付 則

1. 「大野町第一区規約（昭和54年4月1日施行）」は廃止する。
2. この規約は、平成7年4月1日から施行する。
3. この規約は、平成11年4月1日に改正施行する。
4. 「大野町第一区諮問委員会規約」は廃止する。
5. この規約は、平成12年4月1日に改正施行する。
6. この規約は、平成18年4月1日に改正施行する。
7. この規約は、平成21年4月25日に改正施行する。
8. この規約は、平成21年6月11日に改正施行する。
9. この規約は、平成24年4月14日に改正施行する。
10. この規約は、平成25年4月13日に改正施行する。
11. この規約は、平成26年4月12日に改正施行する。
主要改正点
 - 1) 第3条(役員) 副区長及び運営部会長の人数を明示したこと。
 - 2) 第4条(役員を選出) ① 区長、副区長の選出方法を明確にしたこと。
② 運営部会長は、役員が兼任できることを追加したこと。
 - 3) 第6条(区長) 区長は区の代表者して業務を行うことを明確にしたこと。
 - 4) 第7条(副区長) ① 副区長は地区の代表者して業務を行うことを明確にしたこと。
② 副区長(総務部会長)は、区長に事故等ある時は代行して業務にあたることを追加したこと。
 - 5) 第22条(入区及び退区) 入区時に防犯灯費の納入、退区時に防犯灯費の返却をしないことを追加したこと。
12. この規約は、平成29年4月8日に改正施行する。
 - 1) 第3条(役員) 3. 項 運営部会長 6名(総務、・・・、防犯青少年育成、体育部会)に於いて体育部会に代えて「行事推進部会」とする。
 - 2) 第8条(運営部会長および副部会長の業務)
 1. 項の内、体育部会を「行事推進部会」とする。
区民運動会、夏祭り盆踊り大会、餅つき大会等の行事を集約し連携することで経費・運営の効率化を図るため。
防犯青少年育成部会は、各種防犯パトロールなどの活動に集約する。